

# 食品安全委員会農薬第一専門調査会

## 第20回会合議事録

1. 日時 令和5年10月16日（月） 9:59～11:20

2. 場所 食品安全委員会 中会議室（Web会議システムを併用）

### 3. 議事

- (1) 農薬（1, 3-ジクロロプロペン）の食品健康影響評価について
- (2) その他

### 4. 出席者

（専門委員）

小野座長、美谷島座長代理、義澤座長代理、  
井上専門委員、小澤専門委員、棄形専門委員、清家専門委員、祖父江専門委員、  
堀本専門委員、輿語専門委員

（専門参考人）

杉山専門参考人、中島専門参考人

（食品安全委員会）

浅野委員、松永委員

（事務局）

中事務局長、及川事務局次長、紀平評価第一課長、寺谷評価調整官、横山室長、  
栗山室長補佐、柴田室長補佐、糸井専門官、落合専門官、鈴木専門官、駒林係長、  
原田係長、山守係長、藤原専門職、松元技術参与、石井技術参与

### 5. 配布資料

- |     |                              |
|-----|------------------------------|
| 資料1 | 1, 3-ジクロロプロベン農薬評価書（案）（非公表）   |
| 資料2 | 公表文献リスト〔1, 3-ジクロロプロベン（疫学以外）〕 |
| 資料3 | 公表文献リスト〔1, 3-ジクロロプロベン（疫学）〕   |
| 資料4 | 論点整理ペーパー（非公表）                |

### 6. 議事内容

○ ○○

定刻となりましたので、ただいまから第20回農薬第一専門調査会を開催いたします。

先生方には、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。

開催通知等で御連絡しましたように、本日の会議につきましては、Web会議システムを併用として、登庁又はWebにて参加いただく形で行います。

本日、農薬第一専門調査会の専門委員10名、専門参考人2名に御出席いただいております。

また、食品安全委員会から2名の委員が出席されております。

まず、専門委員の選任について事務局より御報告いたします。

農薬に関する専門調査会のほとんどの専門委員の方の任期は来年3月31日までとなっておりますが、食品安全委員会の多くの専門調査会では10月1日付での選任でございました。

本農薬第一専門調査会の関係では、これまで専門委員として御出席いただいたおりました○○に引き続き専門参考人として御出席いただくことになりました。よろしくお願ひいたします。

○○、よろしくお願ひいたします。

○ ○○

どうぞよろしくお願ひいたします。

○ ○○

それでは、以後の進行を○○にお願いしたいと思います。

○ ○○ それでは、議事次第に沿って議事を進めます。

本日の議題は、農薬（1, 3-ジクロロプロペン）の食品健康影響評価についてです。

開催通知等で御連絡いたしましたように、本日の会議につきましては非公開で行いますので、よろしくお願ひいたします。

では、まず初めに、事務局より資料の確認をお願いします。

○ ○○

ただいま○○から御説明いただいたとおり、本会合は非公開で行いますので、本会合により知り得ることとなった個人の秘密又は企業の知的財産については、漏らすことのないようにお願いいたします。

資料でございますが、お手元に議事次第、座席表、農薬第一専門調査会専門委員等名簿のほか、資料1として、1, 3-ジクロロプロペン農薬評価書（案）。

資料2として、公表文献リスト〔1, 3-ジクロロプロペン（疫学以外）〕。

資料3として、公表文献リスト〔1, 3-ジクロロプロペン（疫学）〕。

資料4として、論点整理ペーパーでございます。

机上配布資料のほうが1点ございまして、1, 3-ジクロロプロペン農薬評価書（案）のヒトにおける知見のまとめ部分の修文案案の一枚紙でございます。Web参加の先生方には、先週金曜日にメールで送付しているものでございます。

不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

本日、ハイブリッド形式で行いますが、注意事項につきましては、Web会議形式の際と同様となりますので、よろしくお願ひいたします。

○ ○○

続きまして、事務局から、食品安全委員会における調査審議方法等について（平成15年10月2日食品安全委員会決定）に基づき、必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について報告を行ってください。

○ ○○

それでは、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告いたします。

本日の議事について、専門委員の先生方から御提出いただいた確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいません。

○ ○○

先生方、御提出いただいた確認書について相違はございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、農薬（1, 3-ジクロロプロペン）の食品健康影響評価についてを始めたいと思います。

経緯も含め、事務局より説明をお願いいたします。

○ ○○

1, 3-ジクロロプロペンは殺虫剤でキャベツ、トマト等に使用します。今回、再評価の対象とされております。

前回まで、第17回から19回において、ヒトにおける知見、疫学に係る公表文献における研究結果を除いて、食品健康影響評価まで通して御審議いただきました。

また、公表文献について、改正ガイドラインに基づく報告書の追補及び追加の文献等が提出されました。

引き続き御審議をお願いいたします。

そうしましたら、資料1を御覧ください。

まず、表紙のところ【事務局より】ですが、今、お伝えした内容と1世代繁殖試験、9の（2）の記載要否について御確認くださいとしています。

また、公表文献については、12の（7）を一部追記しています。

また、疫学に係る公表文献については、ヒトにおける知見として13.に記載しております。

めくって6ページをお願いします。

今回、1, 3-ジクロロプロペンは第5版関係で何回か御審議いただいているところです。

中身に入っていきますが、16ページから安全性に係る試験の概要でございます。

環境中動態、植物に関して、担当の〇〇、〇〇からは追加のコメントはない旨をいただいております。

また、めくっていただいて21ページにも【事務局より】ボックスを作っていますが、担当の〇〇、〇〇から特段追加の意見はありませんということでいただいております。

動態等についてはそういうところで、29ページから毒性のパートでございますが、28ページからボックスを作っておりますが、毒性に関してもコメントはございませんといただいております。

中身について、最初に御確認いただきたいところが38ページからの生殖発生毒性試験でございます。

1行目、9. の一部未審議と書いてあるところです。

〇〇より追加コメント等はありませんといただいております。

38ページの25行目の（2）1世代繁殖試験（ラット）でございます。

めくっていただいて39ページに【事務局より】を作成しておりますが、当該試験は試験成績報告書が提出されておらず、ドシエにも記載がありません。初版審議において、動物数が少ないとこと、2世代目がないことから参考資料とされています。第5版作成に当たり、唯一の経口投与による試験のため、残す案としていましたが、前回審議において、生後21日までに出生時が全例死亡した母動物が各群に散見されていること、対照群の哺育児生存率が異常な低値であり、その原因の考察が試験者と申請者とで一致していないことから、本試験結果の信頼性について疑義があると意見が出され、記載を削除することが提案され、御欠席の専門委員に確認の上削除することとされておりました。

この点につきまして、〇〇より事前にコメントをいただいている、削除でよろしいと考えますといただきました。

生殖発生毒性試験について、この点の御確認をお願いいたします。

ほかの毒性に関しては、遺伝毒性試験が41ページからありますが、追加のコメントはありませんといただいております。

公表文献の前まではそういうところで、特段担当の先生からコメントはいただいておりません。

お願いします。

〇 〇〇

説明ありがとうございました。

環境動態、動物体内動態試験、それから、毒性のほとんどのパートについては前回までに審議済みということで、今回先生方から特にコメントはいただいているないということですが、よろしいでしょうか。

今、事務局から確認をお願いされたことが1点、生殖発生毒性試験の1世代繁殖試験というのが唯一経口投与で実施されている試験であるということで、参考資料として載せてあったのですが、結果を見る限り、どうも信頼性がないのではということで、〇〇からは

削除でよろしいのではないかというのが前回議論された部分で、○○からも削除でよろしいのではないかというコメントをいただいているが、先生方、よろしいでしょうか。

○○もよろしいですよね。ありがとうございます。

では、この1世代繁殖試験に関しては削除ということでよろしくお願ひいたします。

その他は、先生方、特にコメントはいただいているが、よろしいですか。追加でもし何かございましたらお願ひします。

では、特にないようですので、公表文献の部分から説明をお願ひいたします。

○ ○○

そうしましたら、次に54ページをお願ひいたします。

19行目から（7）公表文献における研究結果でございますが、その上にボックスを作成しております。本年7月に改正された「公表文献の収集、選択等のためのガイドライン」に基づき、農林水産省において“Web of Science”を用いた公表文献検索が再実施されており、追補として提出されました。当初の公表文献報告書とともに提出されたもの以外に、さらに追加で文献が4報提出されております。評価への使用可能性について御検討くださいとしておりました。

追加された文献につきましては、資料2にフォーマットで用意しております。そちらのほうを御覧ください。

前回までに御審議いただいておりますが、こちらについては疫学以外の公表文献のリストでございまして、今回追加されたものは5ページ目にあります4つの文献、下から4つが追加されております。

こちらの中身について御説明いたしますと、追加されたもの、まず5ページ目の14-1番につきましては、分類の判断理由のところに案を作成していますが、大気中への揮発量及び累積排出率の解析結果が書かれたものであること。また、毒性情報の記載は確認したところなかったので、その旨を記載しております。

次に14-2番、1行下ですが、こちらも大気中からのはく露に関する評価結果でございます。こちらは総説でございまして、毒性情報として当該文献が参照する一次資料3文献がありまして、その中身を確認しますと、一つは疫学以外の文献のNo.83を参照していて、それについては、1ページ目一番下でございますが、ドシエに収載された報告書から確認可能である報告書に関する文献だったということで、報告書を基に評価書案に記載しているものとなります。ほかのものにつきまして、一つは学会要旨に関するもので、一次資料が確認できないもの。もう一つも総説に関するものでした。そういったことから、この3文献については内容がドシエに収載された報告書から確認可能であり、試験報告書を評価に使用したもの、又はそれらの試験報告書と同等の試験結果のものとしております。

この学会要旨に関しては、14-6の文献と同じような内容の要旨が書かれておりました。

次に14-5でございますが、こちらは大気中からのはく露に係る評価結果、毒性の情報は記載なしと14-1と同じ記載にしております。

また、14-6に関しましては総説でありまして、当該文献が参照する一次資料について、内容はドシエに収載された報告書から確認可能であり、試験報告書を評価に使用したもの、又はそれらの試験報告書と同等の試験結果のものとしております。この4つの文献については研究結果の分類は評価に使用しないデータとする案としておりますので、その点、御確認をお願いいたします。

また、今回追加で提出された追補の報告書につきまして、第2段階で適合性なしとされたものについてのリストも事前に送付させていただいております。このリストについて、これは載せたほうがいいというもの、また、リストに載っていないものに関して、1, 3-ジクロロプロペンに係る知見が何かあって文献を載せたほうがいいというものがあれば、御指示いただければと思います。

疫学以外の文献の評価書案記載については、評価書に戻っていただいて55ページです。表50の記載を追加していまして、もともと1, 3-ジクロロプロペンについては最初に提出された公表文献報告書が3種類のデータベースを用いて収集がされておりました。今回、“Web of Science”について検索フィールドを改正ガイドラインに沿って、また、改正ガイドラインに沿ったキーワードで検索されたということで、同じ検索対象期間なのですが、文献が追加されています。重複するものは一部除かれていますが、今回、この表としましては“Web of Science”による公表文献数は2回実施された検索の合計数として表50を修正しております。

この後の説明になりますが、疫学以外については1報使用した。疫学については13.(1)に記載したとここの点はまとめております。

前後してすみません。資料2のほうでいただいたコメントを御紹介いたします。

資料2の1ページ目にボックスを作成していますが、○○よりコメントをいただいている、本剤はくん蒸剤であり、気化した有効成分が作用します。そのため、投与方法が経気道の場合、ほぼ作業者ばく露のリスクと判断できます。食品安全に限定すれば、基本的に評価に使用しないデータ、ヒトにおける知見で取り上げる又はそこの参考データ扱いでいいと判断します。具体的には文献番号6、33、34、1131、1132、1137、1180、14-1、14-2、14-5。また、1180については、表中の「分類の判断理由」列にも記載がありますが、疫学研究として捉えてよいと思います。1183は対象が魚類であり、ばく露方法も大きく異なることからも評価に使用しないデータでいいと思います。14-6は総説なので、評価に使用しないデータでいいと思います。ただし、2020年の新しい総説などで引用する場合は、関連データが記載された引用文献を採用するのがいいと思いますといただいていて、14-6については、総説ということで中身の文献も確認しておりますが、ほとんどは今評価書案に記載している内容に関する試験のものであったり、また、1, 3-ジクロロプロペンの古いエピクロロヒドリンという安定化剤を含む試験のものも追加されていましたが、内容としましては、今、評価書案に落としているもの以上に書くものはないということを確認しております。

疫学以外につきましては以上でございます。お願いします。

○ ○○

ありがとうございました。

追加の文献調査がなされたということで、今回4報の文献が追加で資料2のほうに記載されております。評価書のほうは文献数等の修正がされています。追加で出された文献は、今説明がありましたように14-1、2、5、6というものですかね。14-1、2、5については、大気中ばく露のシミュレーションのような食品安全とは別の観点のばく露評価の文献であったということで、それから、14-6については今説明がございましたように総説で、内容的には現在評価書に記載されている試験から把握可能なものであるというような形だったと思いますが、先生方からは、○○から先ほど事務局から説明いただいたようなコメントをいただきしておりますが、○○、これはいずれも今回は特に評価書には記載しない方向になろうかと思いますが、それでよろしいですか。

○ ○○

○○ですけれども、今、○○がおっしゃったとおり、その判断で結構です。

以上です。

○ ○○

ありがとうございました。

ほかの先生方から特にコメント等はいただいているのですが、これら4つについてはいずれも今説明したような感じで、評価書のほうに記載は必要ないだろうということでおろしいですか。

ありがとうございます。

あと、大気中ばく露のリスク評価の、疫学以外と言えば疫学以外なのでしょうけれども、毒性ともちょっと違うのですけれども、この辺の分類はどうなのですか。

特にコメントはないですか。今の分類でよろしいですか。

では、またこういった文献が出てくるかどうか分からないですけれども、今のような形の分類でいくということにさせていただきたいと思います。

それでは、疫学以外のところの文献については、今の内容でよろしかったですか。何か追加で質問、コメント等がもしございましたらお願いします。

よろしいですか。ありがとうございます。

では、引き続き疫学のほうの文献のところですね。説明をお願いいたします。

○ ○○

そうしましたら、評価書案の55ページをお願いいたします。

13行目から下に【事務局より】を作成しております。公表文献（疫学）について、文献で検討された健康関連の事象（疾病等）ごとに整理しております。評価への使用要否及び記載内容について御検討くださいとしていました。提出された公表文献のうち、サンプルサイズが不十分、健康関連の事象（疾病等）が検討されていないなどの理由により、評価

に使用しないと考えられる文献については、公表文献リストで判断理由を整理していますので併せて御検討くださいとしております。

○○より事前のコメントをいただきいて、文献1184番（前立腺がんとの関連）については、文献1190番とさほど変わりはないので、評価に使用する可能性のある文献に変更したほうがよいと思いますといただいている、記載案をいただいているので、56ページのほうに落としております。

○○より、文献1184のサンプル数が少ないことが理由になっていますが、症例対照はいずれも1,000、4,000とサンプル数は少ないと見えず、また、該当剤の症例対照それぞれのばく露数が解析に耐えないほどの数とも言えません。両研究とも大規模な症例対照デザインで、異なるのはばく露の評価法のみで、該当剤をダイレクトに測定しているわけではないのは同じです。○○の御示唆どおり、この文献は評価に加えていいものと思いますといただいている。

中身について【事務局より】で1点だけ、②の前立腺がんとの関連について、○○の今回作成いただいた記載案に、ほかの文献と合わせましてオッズ比の脚注案を追記しておりますので、この点も御確認いただければと思います。

一旦、資料3-1と3-2の御説明をさせていただきます。

これらは疫学について、資料3-1が文献名から分類の判断理由、研究の分類を書いているもの、3-2は研究結果の詳細、中身について細かく書かれているものでございます。

この1、3-ジクロロプロパンの疫学につきましては、EPAのほうで疫学に関する報告をまとめたものがありまして、海外評価資料の参考2として事前に送付させていただいております。EPAでまとめられた疫学の報告書も参考としながら、この資料を整理させていただいております。

この1、3-ジクロロプロパンでまずどういった事象が出ているかというところで、一番右の列ですが、1. 膀胱がん、2. 前立腺がんと事象ごとにどういった事象をみた文献かということを整理して並び順を変えております。EPAの報告書の中には出でますが、他の文献の補足に関するものや、疫学に関する文献ではないものについては8. その他とまとめております。

事前に疫学担当の○○、○○を中心に御検討いただきて、研究結果の分類のところ、評価に使用する可能性のある文献、評価に使用しない文献という形で整理いただきてこのように記載しております。

分類の判断理由のところは、評価に使用しない文献としているものについては、どういった理由で判断したかというところ、十分なサンプルサイズでないとか、健康関連の事象（疾病等）が検討されていないものについては評価書案に書く必要はないということで、使用しない文献としておりますので、ここの分類の判断理由のところをもう一度確認いただきて、何か修正する点があれば御指示をお願いいたします。

今回は、研究結果の分類のところ、評価に使用する可能性のある文献としているのは、

後で○○から追加された1184も含めて7文献となっておりまして、その内容については評価書案にまとめております。

評価書案のほうは、56ページからでございまして、13.ヒトにおける知見、(1)疫学研究、5行目からですが、健康関連の事象(疾病等)との関連が検討された主な文献は、膵がん1報、前立腺がん1報、神経発達症3報及び呼吸器影響2報であったとしておりまして、以下に①から膵がんとの関連、②前立腺がんとの関連と、疾病ごとにまとめて記載しております。

それぞれの文献については文献の中身をまとめている、例えば膵がんとの関連につきましては、18行目ですが、1, 3ージクロロプロペンばく露と膵がん死亡との間に統計学的に有意な関連は認められなかったという結果。また、20行目のところ、死亡時住所に20年を超えて居住していた住民に限定した場合には、有意な正の関連が認められたという結果。ただし、この文献については、研究の限界ということで、24行目から26行目のところ、農薬ばく露量が住所地に基づいて推定されていること等についての限界があると記載しております。

ほかの文献においてもですけれども、多くの文献は農薬の使用に関するデータベースや農薬使用量を基に、どこに住んでいるかとかということからばく露量を推計したものとなっております。

次に、前立腺がんとの関連に関しては、こちらの結果としましては57ページの5行目のところ、ばく露との関連には有意な関連は認められなかったとしております。

次に、③神経発達症との関連でございますが、こちらは19行目、20行目のところ、使用農場との近接性と知能指数及び注意欠如・多動症との間に関連は認められなかったという結果でございます。

神経発達症については、その下、57ページの30行目、31行目のところ、1, 3ージクロロプロペンばく露と自閉スペクトラム症との間に関連は認められなかったという結果でございます。

58ページにもう一報ございますが、こちらは10行目、11行目のところに、自閉スペクトラム症との間に関連は認められなかったという結果でございました。

次に、④呼吸器影響との関連でございまして、こちらは23行目、24行目のところ、大気中の1, 3ージクロロプロペン濃度と喘息により救急外来を受診した患者数との間に弱い正の関連が認められたという結果でございます。

次に、59ページの一番上のところでございますが、1, 3ージクロロプロペンの使用農場との近接性と子供の肺機能等との間に関連は認められなかったという結果でございました。

7行目から疫学に関するまとめを作成しておりますが、こちらについては、机上配布として追記案を事務局のほうで作成させていただきました。事前にお配りしているものから3行ほど追加しています。

これらの疫学研究のうち、一部の研究では1, 3-ジクロロプロペンばく露と事象（疾病等）との間に統計学的に有意な正の関連が認められたが、ばく露量の推定が間接的に行われていること等の理由から、いずれの事象（疾病等）についても、1, 3-ジクロロプロペンばく露との因果関係に関する証拠は不十分であったという内容です。

全体として、1, 3-ジクロロプロペンばく露と健康影響との間に明確な関連や因果関係が存在することを示唆する疫学的証拠は不十分であると判断したというまとめの案を作成しております。

以上です。よろしくお願いします。

○ ○○

ただいま事務局から説明があったとおりということで、最終的には、今、7報の文献が評価書に記載される形になっています。最初の事務局案に追加で、○○、○○から1184という文献も記載してもよいのではないかという話で、この1184は備考欄を見ると1,3-Dのばく露影響としては適切ではないと書いてあるのですが、これは記載したほうがいい文献なのですか。○○、コメントをいただければと思います。

○ ○○

この備考に書いてあることを修正していいですか。ここは手をつけていないのですけれども、要は十分なサンプルサイズではないというのが分類の判断理由だったのですが、資料3-2の詳細を見ると文献番号1184の真ん中あたりにアウトカムのN数（症例）というのがあって、これが6例になっているわけです。これが十分なサンプルサイズでないということだったのですが、これは症例全体の数ではなくて、その中で1, 3-ジクロロプロペンのばく露がある例に限られているので、本来は1,153と書くべきところだったので、これのために判断を誤ったというわけです。規模からすると、文献1190とそんなに変わらないとか、むしろ多いぐらいなので、そのことを理由に記載しないということにはならないだろうということです。

これは6例なので、確かにばく露例は少ないのです。ただ、ばく露の評価の仕方についても、きちんと“Exposure matrix”と“Job exposure matrix”は普通にオフィシャルな職域のコホート研究などでそのやり方でされていますので、これももちろん欠点もありますけれども、それを理由に評価しないというわけではないだろうということあります。

だから、備考にあるばく露の影響としては適切ではないとかというのは言えないと思いますけれども、これは修正してもいいのですか。

○ ○○

ということですが、事務局、お願いします。

○ ○○

ここはこのままでよいのですが、分類の判断理由のところに○○から備考欄の補足ということで前立腺がん関連と他がん関連とでばく露を比較した症例対照研究と書いていただいていますが、備考欄の補足として何か追記した見せ方がいいかと思います。

○ ○○

事務局です。少し補足します。

備考欄と資料3－1を御覧いただきますと、備考欄より左側につきましてはリスク管理機関がまとめた資料を基本的にはそのまま記載しております、特に誤記といったものについては赤字で修正させていただいているのですけれども、それに対して調査会のほうで御判断いただいた内容については、研究結果の分類から右のほうに記載をお願いしたいと思いまして、そういう意味で、何か備考欄についての御意見ということで記載するということでしたら、分類の判断理由のところに記載をお願いしたいということで、○○のほうから職歴と“Job exposure matrix”から推定ということで、こういうものなので使えるという御意見をいただいたと考えていたのですけれども、もう少し何か追記したほうがよろしいようでしたら、御意見、御指示をいただければと思います。

○ ○○

○○、いかがでしょうか。

○ ○○

だから、この備考に書いてあることだと、1,3-Dを特定したばく露評価はされていないというような意味合いに取れるのですけれども、実際にはそうではなくて、1,3-Dのばく露がきちんと評価されています。なので、どうしたらいいですか。分類の判断理由のほうにそのように書きますか。

○ ○○

○○、お願ひします。

○ ○○

○○です。

今、適切でないという言葉がよろしくなくて、全体で推計した中で、そのうちの一つがこれであるというような状況なので、推計という意味でもちろん薄まっていると思うのですけれども、適切でないという言葉を抜けばいいような気がするのですが、ダイレクトにその部分を測定してみているというわけではないのですけれども、全体の一つがそれであるということで、今の原案だとそれが不適切となっていますが、実際にはそれを使ってやっていいのではないかという話なので、その程度の修正だと思うのですけれども。

○ ○○

先ほど事務局が言ったのは、この備考欄はリスク管理機関のほうから作成された表で上がってきたもので、こちらで勝手にあまり変えない部分だということで、上がってきた資料中ではここに書いてあるような1,3-Dのばく露影響として適切でないと書いてありますけれども。

○ ○○

すみません。分かりました。備考までなのですね。

○ ○○

だから、備考のところを変えるのではなくて、ばく露影響を評価可能とかということをもし採用するのであれば、分類の判断理由のほうに何か一言もし必要なら書く形でお願いしたいということなのですけれども。

○ ○○

失礼いたしました。事務局です。

そうしましたら、備考欄のところに、ばく露影響についてこういったものから推定されており、評価が可能であるというような記載ぶりにしてよろしければ、そのように修正かなと思って伺っていました。

○ ○○

備考欄に書くのですか。

○ ○○

すみません。分類の判断理由のところの記載について、備考欄はそのままで、判断理由のところにそのように補足の記載をしてよろしいようでしたら、少し工夫してということかと思います。

○ ○○

そういうことではないかと思うのですが。

○ ○○

全くそれで問題ないと思います。最初、備考欄まで直せると思っていました。すみません。

○ ○○

○○もそういった整理でよろしいでしょうか。

○ ○○

結構です。

○ ○○

ありがとうございます。

では、1184に関してはそういった整理にさせていただくということで、それ以外には。

○ ○○

1184に関連して、本文中の57ページの5行目になりますかね。事務局のほうで追加していただいたオッズ比という部分があると思うのですけれども、ほかの部分はみんなオッズ比を記載するときに何々と何々の関連はと書かれているのですが、ここだけオッズ比だけ追記されていて、全体を読むと何の有意な関連が認められなかったのかが明確に書かれていない、単に言葉が抜けていて書かれていないので、統計学的に有意な関連は認められなかったの前に、これは前立腺がんとの関連はというようなほかのところでも記載された剤の名前と何々との関連はみられなかったと追記したほうがいいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○ ○○

事務局、そのようにできますでしょうか。

○ ○○

分かりました。1, 3ページクロロプロペンばく露と前立腺がんとの間に統計学的に有意な関連は認められなかったという内容を作成いたします。

○ ○○

お願いいいたします。

○ ○○

では、そのようにお願ひします。

それ以外の部分、疫学の記載の部分は、先生方、特に追加で修正等はございませんでしょうか。よろしかったですか。

お願ひします。

○ ○○

○○ですけれども、質問してもよろしいでしょうか。

机上配布資料で配布していただいたものの9行目のいわゆるばく露量の推定について、私は理解したのですけれども、この推定が間接的に行われているという表現だけで大体皆さん十分理解されると判断してよろしいでしょうか。

以上です。

○ ○○

ありがとうございます。

ということなのですが、後で検討いただこうかと思ったのですけれども、一番最後のまとめの部分ですね。机上配布資料で配られたものの赤字の部分はもともとなかった部分を事務局のほうで追加されたということですが、この追記について、先生方、コメント等あればお願ひします。

○○、今の○○のコメントも含めていかがですか。

○ ○○

確かに今の間接的というのはよく我々は使う表現で、直接測定できないというのは疫学調査の限界もあるので、何とかして間接的に推計をしようと思うわけですけれども、これに関して妥当性研究とか様々なものがなされて、結局、関連性について検討がなされますけれども、このところ、間接的な推計にとどまるのは何も変えられる事実ではないので、○○の御質問が、間接的というのはもう少し具体的な間接的の記述が必要なのか、ただ間接的だから因果関係に関しても判定できないような、そういう意味での間接的という言葉がここでいいかどうかというお話をされたのか、意図がよく分からなかつたので教えてください。

○ ○○

○○、お願ひできますか。

○ ○○

○○です。

今の御指摘の中では前者のほうで、間接的と言われてどういうところがデータとして間接的なのかというのが判断できるかなというのが私の疑問でした。例えば今回の場合、農薬の使用量とか、地域とかの要因と実際の症例との関係をみているわけで、それが間接的ということを言っているわけですよね。私はそういうことが書いてあったほうがいいかなというような印象を持ちました。

以上です。

○ ○○

多分、これは実際には個人個人のその人のばく露そのものを一人一人について測っているわけではなくて、測れるわけがないので、どこに住んでいるというのとどのぐらい使っているのかという期間などを基にして推計したというのが間接的という意味なので、直接測定しているわけではないというところを明確に追記すればいいのかなという気がしますが、○○、どうですか。

○ ○○

ここの不十分であると判断した理由の最大のポイントは、結果の不一致だと思うのですよ。一部の研究で正の関連が認められたけれどもで終わってしまっているのが不十分で、不十分というか、関連が認められない研究が複数存在しますというのをちゃんと言ったほうがいいと思います。それで、結果の不一致というのが一番の疫学的証拠が不十分である理由であって、ばく露の評価が間接的であるということは多くの疫学研究では必ずあることなので、これだけで不十分と言っているわけではないです。 ということだと思いますけれども、「間接的」という言い方がやや分かりにくいというのはそうなのですが、これはいろいろなことで間接的なのですよね。

○ ○○

そうですね。それしか言っていないから。

○ ○○

僕はあまり細かく説明しなくてもいいような気がするのですけれども。

○ ○○

そうしたら、ここのはく露の推計がと事務局で追加した部分は要らないということですか。

○ ○○

いえ、要ります。むしろ不十分であると判断した理由として、関連が認められない研究が複数存在するというのを追記してほしいです。

○ ○○

ばく露の推計が間接的に云々というのは残していいのですか。僕の勝手なイメージでは、恐らく疫学調査の大半はみんなばく露の推計は間接的なものなのではないかと思っているのですけれども、直接摂取量が分かる疫学調査なんてなかなかできないのではないかなど

いう気がするのですけれども。

○ ○○

血中の濃度を測るとか、そういうことをたまにはされますから。

○ ○○

それはきっとかなりレアケースですよね。

○ ○○

レアケースでもあります。

○ ○○

だから、これを残すにしても、関連が認められない研究が多数、複数ということを書いていただきたいということですが、事務局、大丈夫でしょうか。

○ ○○

すみません。結果の不一致に関するところはどのように記載していいかというところと。

○ ○○

これらの疫学研究のうちという後のところに結果が一致しない研究が複数存在するとか入れて、さらに一部の研究ではとか、また、一部の研究では。

○ ○○

いえ、そうではなくて、理由が書いてあるわけでしょう。8行目のところの正の関連が認められたが、今、理由としてはばく露量の推定が間接的に行われていること、それに。

○ ○○

それともう一つ追加ということですね。

○ ○○

先に関連が認められた研究が複数存在する、ばく露量の推定が間接的に行われていること等の理由からと2つ理由を書いたらどうですかということです。

○ ○○

事務局ですが、1点よろしいですか。

肺がんとの関連のところで有意な正の関連が認められたとあるのですが、関連の認められない研究が肺がんではほかにあるかと言われると、どのように考えればよいでしょうか。

○ ○○

だけれども、肺がんについても一部関連の認められていない所見はありますよね。有意なものではなかったというのは何かなかったですか。

○ ○○

肺がんのところは20年を超えて住んでいる人の場合だと正の関連が出て、通常の全体だと関連は認められなかったという結果でございます。

○ ○○

ここは肺がんのことだけ言っているわけではないですね。神経発達症とか呼吸器影響との関係とか、そういうもの全般をみて、関連のないものはいっぱいないですか。

○ ○○

全体としてということであれば、そのとおりです。

○ ○○

よろしいですか。

では、事務局のほうで。

○ ○○

すみません。今、○○から手が挙がって。

○ ○○

すみません。○○、お願いします。

○ ○○

委員の○○でございます。

リスクを担当しているので、素人の考えなのですが、先ほどからの「間接的」という言葉なのですけれども、農薬についていろいろなことを言われて反対する方とかもいらっしゃるのですが、そういう方たちは割と吸入ばく露と経口ばく露と一緒にされています。疫学は割とおっしゃったように経口ばく露がどれくらいかということの把握はなかなか簡単ではないので、そういうのを一緒にして地域とかでみたりするという研究が大変多くて、そのときにやはり疫学でこんなデータが出ているから食べるのには危ないのだみたいなどろに一直線に行ってしまうところがあるのです。

ということで、○○のおっしゃった「間接的」は、一般の方にとっては農薬の今後の理解、リスク評価の理解、ほかの剤もいろいろある中で、今後の理解を深めていくという意味では、少しその辺りを整理して考えなくてはいけないということを評価書でも意識して説明していただけるようにしていただけとありがたいなと。リスクコミュニケーションのときにも説明しやすくなるなというようなことを思ったのですが、いかがでしょうか。もちろん専門の先生方は「間接的」で分かるのですが、このリスク評価書は一般の方も読みますし、そこで理解しようとなりますので、もう少し書き込んでいただければなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○ ○○

お願いします。

○ ○○

○○です。

農薬の健康影響をみる場合に、この疫学研究で特に行うのが、職業としてのばく露が多いのです。ですから、ばく露経路としてはやはり吸入のほうが多いかもしれません。なので、経口の評価を直接していないということは証拠として使いにくいという理由になるかと思いますけれども。職業としてのばく露の場合、吸入か経皮が主だと思いますので、農薬を使っていて、それを口にするということはあまりないと思いますので、そのことでのばく露なので、食品としての健康影響評価には直接つながらない可能性があるので、

証拠が不十分というのがあるのではないかですか。

以上です。

○ ○○

多分、今、○○が言っていたのは、今、○○が言ったとおりなのですけれども、そのことをもうちょっと書いてほしいということなのではないかと思うのですよ。今は「間接的」としか書いていないのですけれども。

○ ○○

ちょっと考えてみます。

○ ○○

お願いします。

○ ○○

○○ですけれども、いいですか。

今、○○がおっしゃったこととまた別の議論で僕も出したいなと思っているところなので、それはやはり書き入れたほうがいいと思います。特に多分このくん蒸剤に関しては種類数は少ないのですけれども、基本的には私が資料2でコメントしたように気化した有効成分が作用するということで、どちらかというと作業者ばく露的、または職業ばく露的なところが大きいなと思います。だから、そのことを念頭に入れながら最後のまとめの文章を書いていただけだと、先程の「間接的」は違うことですけれども、それも併せて書いていただければいいかなと思いました。

以上です。

○ ○○

ということですが、取りあえず事務局のほうで案を作る形でいいですか。それとも○○か○○のほうで案を作ってもらうか、どちらかかなと思うのですけれども、事務局、いかがでしょうか。

○ ○○

今の御審議ですと、経口摂取によるばく露についての評価がなされていなくて、農薬の使用量などからの。

○ ○○

推計ということですよね。

○ ○○

使用量が推計によって行われていることを加えるということですね。

○ ○○

そうですね。単に間接的と言う代わりに、そういった書き方になるのではないですか。

○ ○○

一旦文案は作ってみますので、御修正のほうをお願いしてもよろしいですか。

○ ○○

はい。

あと、先ほど○○が言ったように、結果の不一致ですか。要するに相関がないのが大半であるようなことも付け加えた上でということになろうかと思います。

○ ○○

承知しました。

事務局のほうから、今、少し御議論もいただいたので、もし可能であれば御教示いただきたいなと思っていた点がありまして、今回、評価に使用可能な文献ということでお選びいただいたものがあるのですけれども、先ほど○○からも大体疫学研究は職業ばく露によるものが多くて、経口摂取によるようなものはほとんどないからというような御意見もいただいたところですので、そういうものなのかなと思って伺っていたのですけれども、今回お選びいただいたような文献というのは、今後も評価書に書いていくような文献として選んでいくべきものなのか、今回はこのものについて集まった文献の中でエビデンスの高いものとしたらこれかなということで選んでもらったのかですとか、今回この文献をお選びいただいた主なポイントというか、文献研究全体の相場感と比べてどういったものか、あと、今後、評価書のまとめ方としてこういったまとめ方で進めて大丈夫なのか、それともやはり出てきた文献を見ながら工夫していくてもよろしいようなものなのか、この辺、少し御意見を頂戴してもよろしいでしょうか。急にお願いして申し訳ないのですけれども。

○ ○○

ということですが、○○、いかがでしょうか。

○ ○○

まず、選ぶ条件としては、1, 3-ジクロロプロペンのばく露がきちんと特定されて評価されているということだと思います。農薬全般とかということではなくて、そのばく露の評価がある一定レベルで特定できることになっているということと、それから、健康被害というか健康影響とばく露の関連が検討されている。オッズ比とかリスク比とかそういうものが計算されて、関連の指標としての数値が出ている。その2つだと思いますけれども。

○ ○○

○○はいかがですか。

○ ○○

全く大賛成で、今回、私もたくさんのものを一気に推計していくながらも、個別に物質が、きちんと剤の名前が出てきているものというのがまず当然重要でありまして、そのほかにやはり疾患との関連をちゃんと疫学的なデザインでみているというところで適切かどうかというのを決めていったので、出てきたものは相場感としては正しいですし、でも、やはり駄目なものは駄目と判定していくのも私としては相場的には正しい感じだったのです。出てきているものも、やむなく出ますけれども、よく見ると却下せざるを得ないようなものはやはり抽出の段階ではなかなか排除できないものということなので、そこまでの

違和感はなかったのですが。

○ ○○

事務局、よろしいですか。

○ ○○

ありがとうございます。

そうしましたら、農薬の分野はこれまであまり経験もなかったこともありますので、この後いろいろな剤が続いてくるのですけれども、一つ一つまた御指導いただきながら、場合によっては評価書のまとめ方もその都度御相談させていただきながら進めていければと思いまして、御指導をよろしくお願ひいたします。

○ ○○

今、この剤だと、これは疫学の報告がたくさんあるほうなのか、少ないほうなのか分からぬのですけれども、最終的に7報選んだ形になっていますけれども、もっとすごくたくさん疫学の報告があるような剤とかがあった場合は、やはり同じ基準で選ぶと、それなりのクオリティの疫学報告があつたりした場合、すごい数を記載することになってしまわないかという気もしなくはないのですけれども、どうなのですか。そんなにあるものではないですか。

○ ○○

そんなにないと思います。

○ ○○

これは割と多いほうだと思うのですが、多いというかそこそこ。

さっき忘れてしまったのですけれども、これは多分最初の例だと思うのですけれども、ほかのところにも結構間接的に推計されていることというのがリピートして出てくるのですが、この辺の書き込み方も、今回一度もんてしまえば、あとはほとんど同じパターンで、剤が変わったり疾患が変わったりするだけなので、同じようなことが多いと思いますので、時間はかかるかもしれませんけれども、書き方を今回きっちり決めてしまえば、次からは楽になると思います。

○ ○○

ということですので、こここの文案は○○、○○と事務局と相談して、ここで決めた形で今後もなる可能性が高いようですので、よろしくお願ひします。

疫学のところは、全体を含めて追加でコメント、質問等はございませんでしょうか。資料3-1、2も含めてよろしいですか。大丈夫ですか。

それでは、よろしいということですので、文章自体は検討いただくということにして、先に進みたいと思います。

では、食品健康影響評価の説明をお願いします。

○ ○○

60ページをお願いいたします。

食品健康影響評価につきまして、まず7行目から、前回まで御審議いただいたもので、一部、過去のテストガイドラインに基づき実施されている試験について、毒性プロファイルを適切に把握できることから評価可能と判断したと追記しております。

60ページの32行目、先ほどまで御確認いただいた疫学について、ヒトにおける知見について健康影響への懸念は認められなかつたと、まとめの記載が今まで書けていなかつたので、事務局で記載案を追記しております。

続いて、61ページ11行目からADIに関する記載がありますが、前回までの御審議で○○から、ラットを用いた2年間慢性毒性／発がん性併合試験①と②を総合評価して2.5mg/kg体重/日とすべきではないでしょうかというコメントをいただいていて、○○、○○からも賛成ですといただきました。この御審議を踏まえて、ラットを用いた2年間慢性毒性／発がん性併合試験①、②を総合的に判断し、ADIを設定する案として事務局で追記案を考えております。

13行目のところ、①と②があるのですけれども、この無毒性量の差は用量設定の違いによると考えられ、ラットにおける無毒性量は2.5mg/kg体重/日が妥当と考えられたというような文言にしております。

前回、事前コメントを紹介させていただいた形なのですけれども、中身についてもまた見ていただきたいと考えておりますし、発がん性試験は36ページにございまして、先ほどの用量設定の違いというところ、まず(2)のほうが①の試験で、用量は表28にあるとおり、2、10、25という区切りになっています。また、(3)のほうが②の試験でございまして、こちらは表28と同じような表はないのですけれども、めくっていただいた表29のところ、用量は2.5、12.5、25という用量設定になっております。

用いられた動物種やどういった毒性が出ているかというところも踏まえて、総合評価するとされたことに関する追記の文案、まとめのところだけでよろしいか、こちらの36ページとかにも何か記載したほうがよろしいか、御確認をお願いいたします。

総合評価するということで、61ページの25行目下からのところは、ADIは前版まで0.02というところですが、0.025としております。念のため、初版のADIを決めたときの議事録等を事務局で確認しましたが、総合評価に関しては、それをしないという議論は初版のときにはされていなくて、単に無毒性量で一番小さいものが0.2だったということで決められておりましたということを御紹介させていただきます。

ADIについて御確認をお願いします。こちらからは以上です。

○ ○○

食品健康影響評価の部分は、7行目からの評価に用いた試験で古い試験もあるけれども、いずれも判断、評価に使用可能なものを用いて評価したということが記載されています。これはよろしいかと思います。

60ページの32行目に疫学の報告を受けて1行だけ追加されていますが、○○、これはこんな感じでよろしいですか。

○ ○○

はい。これでいいと思います。

○ ○○

○○もよろしいですか。

○ ○○

全く問題ないと思います。

○ ○○

ありがとうございます。

ということで、こちらもこの記載でということにさせていただきたいと思います。

それから、前回コメントして、先生方から御同意いただいたと思いましたが、61ページのADIの評価に関しては、ラットを用いた2年間の慢性毒性／発がん性併合試験が2本実施されていて、ラットの系統が違うのですが、認められている影響などはいずれも矛盾するものではないということで、こちらは総合評価してよろしいのではないかと僕のほうから提案させていただいて、○○、○○から御同意いただいているが、事務局からは慢性毒性／発がん性試験の部分のほうにも何か総合評価の記載があったほうがいいかどうかということなのですが、それはどうしますか。

○○。

○ ○○

○○です。

本文中の②の後に、総合評価として無毒性量は2.5mg/kgと判断したというのを書いておいたほうが親切にはなる気がします。後ほど見て分かりやすいと思うので、書いておいてもいいかなと思いました。

○ ○○

○○もそれでいいですか。

○ ○○

そのほうが親切かなと思いますので、それでいいと思います。

○ ○○

そうしたら、2年間の慢性毒性のラットの8の（3）の後に総合評価の記載を入れていただくということにしたいと思いますが、事務局、よろしいでしょうか。

○ ○○

記載する内容としましては、今、食品健康影響評価に書いているように用量設定の差によるものと。

○ ○○

そうですね。よろしいかと思います。

○ ○○

分かりました。

○ ○○

本文というか食品健康影響評価のほうの記載は今のとおりでよろしいかと思いますが、先生方、よろしいですか。

それでは、それ以外の部分、先生方、全体を通して何か追加でコメント等はございますでしょうか。

○○、よろしくお願ひします。

○ ○○

○○です。

公表されている文献で、疫学ではないと思うのですけれども、事故とか誤飲とかで農薬を人が摂取した場合というのがありますね。そういうものがレポートされていることがあると思うのですけれども、そういうものはどうやって扱うのですか。

○ ○○

むしろ、どう扱ったらよいかという御意見をいただきたい部分なのではないかと思いますが、恐らくその場合というのはかなり高濃度でのばく露ということになりますよね。

○ ○○

ということですけれども、それでもどうですかね。ヒトでの反応というのがきちんと記載されるということでは、情報として有益だとは思うのですけれども、少なくとも関連とかそういうことにはつながらないものなので、単なる記載に終わるというところで、あまり評価にはつながっていないのかもしれませんけれども、だから、そこはその扱いは私もよく分からないですけれども、ただ、添加物とかでそういう事例をまとめたような評価書もあったような記憶があります。ケースレポートの連続みたいな形のものを評価書に加えたような記憶もあります。

以上です。

○ ○○

○○、お願ひします。

○ ○○

○○です。

今、○○から御発言がありましたように、私、薬事審議会のほうで食添部会に出ているのですけれども、そちらに上がってくる食安委の評価書を毒性担当として私が発言をしているのですが、そういう食安委で作った評価書を拝見いたしますと、ヒトでの知見という項目があって、中毒とか事故のことも事実として淡々と記載されていて、最後にヒトにおける知見ということで、先ほど議論に上がりました間接的なことというのも、そういうところに書きながら結果として影響はなかったとまとめれば落ち着くのかなと思って拝聴していました。ですから、ほかの部会では事故とかも含めて記載しているという事例はございます。

一応参考までにです。以上です。

○ ○○

ありがとうございます。

○○、いかがでしょうか。

○ ○○

なかなか難しいですね。というか、判断できない。今、お話を聞いてそうなのかなと思ったのですけれども、どうしたらいいのかは今のところ判断できない感じです。すみません。

○ ○○

恐らく明らかに食品を経由してのばく露と比べてとんでもない量がばく露されたケースというケースになるのかとは思うのですけれども、その物質の毒性情報として有用なのは確かであろうとは思うのが一方と、間違った印象を与えてもいいかなという気もするのですよね。だから、あくまで事故で高濃度にばく露されたケースの症例としてこういう報告があるというぐらいの記載はあってもいいのかなという気はしなくはないのですけれども、その辺の書き方は実際に出てきたときに検討ということでいいですか。どうですか。今、実際にどういうデータが具体的にあるとかという状態でないので、事務局は何か。

○○、お願いします。

○ ○○

○○ですけれども、いいですか。

今、○○がおっしゃったように、基本的には食品安全の場合は、ある使用基準があったら使用基準に則って使っていく中でどんな影響があるかということを考えるということになります。そのためそうではない、私たちがよく覚えている中では、餃子の中に農薬が混入したという事件がありましたけれども、ああいうようなものに近い話になってしまふので、それはもしも掲載するとしても、植物保護を目的とした農薬の利用とはかなりはつきり違うものだということを明記しないと、先ほど○○がおっしゃったような誤解を生じるので、かなりそこの記載は慎重にしたほうがいいかなと思いました。

以上です。

○ ○○

○○、何か。

○ ○○

ありがとうございます。

以前にもパラコートの評価で自殺企図で実際事故例として飲んだ例を数例挙げていただいて、それと神経系の毒性との関連というのを考察していただいた経験があります。かなり特殊な事例ですので、今、○○がおっしゃられたように、一般的に使用されたものが食品を通じて体内に入つて起こす事例とはしっかりと区別した書き方で、今後、事故例というのがあったとしても書くべきなのかなと思います。ただ、それを取り入れる、取り入れないというのもあるのですけれども、先ほど○○がおっしゃったように、大量に摂取した

場合にはというのが事例としてはありますので、きちんと農薬として正常に使われた場合とそういう事故例との関連というのを区別した記載というのが必要と思います。

以上です。ありがとうございます。

○ ○○

ということで、実際にそういう報告があるような剤が出てきたときに、またちょっと。なので、その物質の毒性を考える上で、それが参考になるのであれば必ず記載したほうがいいと僕自身は思うのですけれども、間違った印象を与えないような形で参考として記載するとか、やり方はケース・バイ・ケースかもしれないのですけれども、その時点で考える形にさせていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○ ○○

○○です。

1つだけ追加したいのですけれども、今のお話で、疫学調査は必ずしも正常の範囲内ではやられているとは限らなくて、やはり最大量と最低量との相対比較のような形でオッズ比が出てくるのですけれども、量にはすごい事故とはまた別のバリエーションがあってその最大、最低の量の最大の量というのが必ずしも閾値を超えてるか、超えてないかというのも、実際の先ほどの間接的に推計するとかという話になってくると分からぬのです。なので、疫学調査の位置づけというのもちゃんと私たちは考えて書いていかないとまずいのかなと今思いましたが、それで閾値を決められるとは限らないのですけれども、いいメッセージが出せているわけではないのですが、今後どういう研究が出てくるかにもよりますけれども、課題かなと思っています。

○ ○○

確かにそうかなという気はするのですが、今回の場合は、膵がんは限定的ですが正の相関が認められたのですかね。おおよその文献は要するに評価対象の健康影響との相関は認められないという話ですから、それとの関連はないんだろうという話という有用性というのには片方ではあったのかなという気はするのですけれども、書き方を含めて今後いろいろなケースが出てくると思いますので、毒性試験と違ってガイドラインがあって、それに従ってやられているというわけではないので、試験のデザイン自体もそうでしょうし、ばく露の推計自体もかなりケース・バイ・ケースになってくると思うので、その辺、先生方には御負担をかけることになるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。○○と○○。

ということで、よろしいですか。全体を通して、さらに追加でこの際だからということがもしあればお願いします。

ないでしょうか。

では、特に追加のコメントはないようですので、食品健康影響評価については現在の事務局案のとおりとさせていただきたいと思います。

では、本日の審議を踏まえ、1, 3-ジクロロプロペンの許容一日摂取量（ADI）につきましては、ラットを用いた慢性毒性／発がん性併合試験①及び②を総合評価した無毒性

量2.5mg/kg体重/日を根拠として、安全係数100で除したADI 0.025 mg/kg体重/日、また、1, 3-ジクロロプロペンの急性参考用量（ARfD）につきましては、以前の結論と同じイヌを用いた亜急性毒性試験の無毒性量である20 mg/kg体重/日を根拠として安全係数100で除したARfD 0.2 mg/kg体重としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

ありがとうございました。

では、今後の進め方について事務局から説明をお願いいたします。

○ ○○

それでは、本日の審議結果を踏まえまして評価書案を修正しまして、先生方には改めてメールで御確認をお願いいたします。その後、評価書案を食品安全委員会のほうに報告させていただく予定です。

以上になります。

○ ○○

そのようにお願いいたします。

それでは、その他ですが、事務局から何かございますでしょうか。

○ ○○

事務局より1つよろしいでしょうか。

農薬第一専門調査会における今後の評価の予定につきまして御説明させていただきます。

次回以降、9月から審議を開始したイミダクロプリドの調査審議を継続しつつ、引き続き、イミダクロプリドと同じ、昨年12月に評価要請を受けておりますほかのネオニコチノイド系農薬の審議を進めていく予定でございます。

また、本年1月に評価要請を受けております農薬グリホサートのほうですけれども、こちら、原体のソースが複数ございまして、それぞれ安全性試験成績のセットがございますことや、公表文献の数が非常に多いということですので、またこちらは先生方にも御相談しながら、本調査会での審議に向けた準備を進めていきたいと考えております。

次回の農薬第一専門調査会の予定につきましては、日程及び開催方式等を追って御連絡させていただきます。

以上です。

○ ○○

ありがとうございました。

それでは、ほかに先生方から何かございますでしょうか。特によろしいですか。

では、ないようでしたら、以上をもちまして第20回農薬第一専門調査会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上